

香川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年9月12日

香川県議会議長 松 本 康 範

### 香川県議会規則第1号

香川県議会会議規則の一部を改正する規則  
香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第9章 略 第10章 <u>協議又は調整を行うための場</u> 第124条（協議又は調整を行うための場） 第11章 議員の派遣 第125条（議員の派遣） 第12章 補則 第126条（会議規則の疑義に対する措置） 附則</p> <p>（懲罰の宣告） 第123条 略</p> <p>第10章 <u>協議又は調整を行うための場</u> <u>（協議又は調整を行うための場）</u> 第124条 <u>法第100条第12項の規定により設ける議案の審査又は議会の運営</u> <u>に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）は、</u> <u>別表のとおりとする。</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、臨時に協議等の場を設けようとするときは、</u> <u>議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急に協議等の場を設けようとする</u> <u>ときは、議長においてこれを決定することができる。</u> 3 <u>前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成</u> <u>員及び招集権者を明らかにしなければならない。</u> 4 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>目次 第1章～第9章 略</p> <p>第10章 議員の派遣 第124条（議員の派遣） 第11章 補則 第125条（会議規則の疑義に対する措置） 附則</p> <p>（懲罰の宣告） 第123条 略</p>

第11章 議員の派遣

(議員の派遣)

第125条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 略

第12章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第126条 略

別表 (第124条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
香川県議会 全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	全議員	議長
香川県議会 会派連絡会	議会の活動及び運営の基本的事項に関する協議又は調整	議長、副議長、所属議員4人以上の会派から選出された議員及び議長が出席を認めた議員	議長
香川県議会 委員長会	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の活動及び運営に関する協議又は調整	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長	議長
基本計画議決等条例調査検討委員会	香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例(平成16年香川県条例第39号)の施行に関する協議又は調整	議長、副議長及び各会派から選出された議員	委員長

第10章 議員の派遣

(議員の派遣)

第124条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 略

第11章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第125条 略

香川県議会 改革検討委 員会	議会における各種 改革に関する協議 又は調整	議長、副議長及び 所属議員2人以上 の会派から選出さ れた議員	委員長
香川県議会 広報委員会	議会の広報に関す る協議又は調整	議長が指名した議 員	委員長
香川県議会 情報公開審 査会	香川県議会情報公 開条例（平成12年 香川県条例第79号） 第21条の審査	議長が指名した議 員	会長
香川県議会 個人情報保 護審査会	香川県議会個人情 報保護審査会規程 （平成17年香川県 議会告示第3号） 第1条の審査等	議長が指名した議 員	会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。